

11 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
についての経済産業大臣の助言

第 11 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

「環境影響評価法」第 11 条第 2 項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣からの助言はない。

